

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
100,000	50	不均一課税	固定資産税	3年間
※対象業種：製造業		初年度 0.7%		
		2年度 1.05%		
		3年度 1.225%		

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
愛荘町工場等 設置促進条例	H19.6	〈新增設〉 ○対象業種：製造業・運輸業 ○固定資産取得額：1億円以上 ○雇用者：5人以上	工場等設置奨励金 ○固定資産税額の (新設) (増設) 初年度 100% 50% 2年度 75% 37.5% 3年度 50% 25% ※限度額 各年度 1,000 万円
		〈新設〉 ○対象業種：製造業・運輸業 ○固定資産取得額：1億円以上 ○雇用者：5人以上 ○取得面積：5,000 m ² 以上 ※用地取得後3年以内に事業を開始	用地取得助成金 ○用地取得費の3% ○事業開始年度から3年分割 で助成 ※限度額 各年度 1,000 万円 (計 3,000 万円)
		〈新增設〉 ○対象業種：製造業・運輸業 ○固定資産取得額：1億円以上 ○雇用者：5人以上 ※町内に住民登録しているものを6ヶ月以上正規雇用	雇用促進奨励金 ○1人当たり 20 万円 ○事業開始年度から3年間の 純増加雇用者数 ※限度額 1,000 万円 (50 人)
		〈新增設〉 ○対象業種：製造業・運輸業 ○固定資産取得額：1億円以上 ○雇用者：5人以上 託児所の新設・増設を対象	社内託児所助成金 ○託児所整備費用の1/2 ※限度額 工場新設企業 500 万円 工場増設企業 300 万円